

# 青少年専門員だより

71号

令和6年4月23日



## 令和6年度もどうぞよろしくお願ひいたします！

春の訪れとともに令和6年度がスタートしました。

青少年の健全育成活動に取り組まれている皆様には、日頃よりご理解とご協力を賜りありがとうございます。地域の宝である児童・生徒の健全育成は大きな課題であり、置賜が一つになって力を合わせることが大切です。地域総がかりで、青少年が健やかに成長できる環境づくりに取り組み、より効果的な活動にしていきたいと思います。新年度も引き続き、皆様のお力添えをよろしくお願ひします。

青少年専門員は、各市町の連携を円滑にするための事務局機能を果たすとともに、青少年育成活動の充実のために取り組んで参ります。

さて、3月末で退任した加藤公一青少年専門員の後任として、峯浩明青少年専門員（前高畠小学校長）が着任しました。人事異動により事務局体制も新たになりましたのでお知らせします。今年度も、皆様とともに青少年の健全育成に努めて参りますので、これまで同様どうぞよろしくお願ひいたします。

### 〈令和6年度 置賜地区青少年育成連絡協議会事務局〉

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課 |       |
| 課長                    | 布宮千夏  |
| 課長補佐                  | 遠藤直記  |
| 主事                    | 中西美香代 |
| 青少年専門員                | 梅津洋   |
| 青少年専門員                | 峯浩明   |



〈連絡先〉 Tel : 0238-26-6027 (内線 435) Fax : 0238-24-2016

E-mail : umetsuh2022@pref.yamagata.jp または mineh2024@pref.yamagata.jp

※ 青少年健全育成にかかわる動向を、会員の皆様に広く迅速にお知らせできるように、今年度も「青少年専門員だより」を隔月で発行します。青少年育成の関連団体の会長・副会長・行政担当者・推進員様宛にお送りいたしますので、ご高覧くださいますようお願いいたします。

## 「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。しかし、どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものです。誰もが「いじめられる側」、「いじめられる側」になる可能性があるという危機感を持って未然防止、早期対応にあたることが求められます。

昨年に引き続き、いじめ撲滅に向けて、標語募集や見守り活動など青少年健全育成諸活動を通して取り組み、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちを守り育てる環境づくりを推進します。ご協力をお願いいたします。

**いじめをしない!! させない!! 見逃さない!!**



# ネットの危険を理解し、賢く使う

子ども達の生活にスマートフォンが浸透し、使用時間も年々増加しています。ネット上のトラブルが学校での生活や人間関係にも影響を与え、警察等の関係機関との連携なしには解決が難しい事案も起こっています。さらに深刻なのは、ネットを介した犯罪が、ごく身近にあるということです。

## ネットトラブルから子どもを守るのは大人の責任です



### 1 青少年を取り巻くインターネット等の危険

- ①使い過ぎによる「生活リズムの乱れ」「ネット依存」。
- ②何気ない書き込みで「ネットトラブル(いじめ問題)」。
- ③犯罪被害者にも加害者にもなりうる。

### 2 大人(保護者)ができること

- ①フィルタリングを活用しましょう。(使用者が18歳未満の場合はフィルタリング設定)
- ②家庭のルールを考えましょう。
- ③いざという時は相談窓口にご相談しましょう。

【保護者】 ☎ #9110 最寄りの警察署または警察相談専用電話

☎ 188 消費者庁 消費者ホットライン

☎ 0120-0-78310 24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

【子ども】 ☎ 0120-99-7777 チャイルドライン

☎ 0120-007-110 子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

## 『春のあんしんネット・新学期一斉行動』に取り組みましょう!

内閣府では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期の2月から5月に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のために啓発活動を集中的に展開しています。ぜひ、地域で、家庭で、子ども達のインターネットリテラシーの向上につながる取り組みを推進しましょう。

## 毎月 第3日曜日は「家庭の日」

「家庭の日」啓発のため、毎月第3日曜日の前後に置賜地区三市五町を巡回して広報活動を行います。

「家庭の日」には、家族の語らいや親子のふれあいを積極的に推進し、子どもを育む家族の素晴らしさや家庭の大切さを家庭や地域で見つめなおすことが期待されています。写真の車(→)で置賜地区内を巡回広報します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。



# 4月

### 「社会のルールやマナーを身につける」

- ・家庭のルールをきめましょう。まずはあいさつから。



# 5月

### 「家族で一緒に過ごす時間を増やす」

- ・家族そろって食事をしましょう。

